

蕪崎市老人福祉センター
管理運営業務の内容及び基準

蕪 崎 市

蕨崎市老人福祉センター管理運営業務の内容及び基準

蕨崎市老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）の管理運営業務の内容及び基準は以下のとおりです。

1. 運営方針

次のとおり、条例及び第7次総合計画の目標を基準に、地域の絆で支え合い、助け合う福祉のまちづくりのため、高齢者の心身の生きがいづくりと介護予防支援等福祉サービスの向上に寄与します。

2. 運営の基準

- ① 施設等の適切な維持管理
- ② 老人福祉センターの効用の最大限発揮
- ③ 住民サービスの向上
- ④ 介護予防支援（フレイル予防事業等）
- ⑤ 施設管理経費の縮減
- ⑥ 個人情報の保護
- ⑦ 情報公開制度への対応
- ⑧ 関係法令の遵守及び利用者の安全確保
- ⑨ 行政との連絡調整
- ⑩ 年度ごとの実績報告書の作成

3. 業務の内容及び基準

（1）利用の許可等に関する業務

利用許可及び取り消し、利用料金の減額、利用料金の徴収、利用者との打ち合せに関する業務を行います。

利用時間、休館日は、別紙募集要項のとおりです。

また、令和8年4月1日以前において、既に利用の申込があった貸館利用については、原則として現在の受託事業者から引継ぎしていただきます。

（2）利用者の増加を図るための業務

施設利用者の増加を図るために、シニアクラブなどに活動場所としての誘致を行う。

4. 施設等の管理基準

次の管理基準により、効果的、効率的な施設管理を実施していただきます。

なお、実施に際しては、関係法令等に基づき、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとします。（業務委託による場合は、再委託先が必ず免許等を有していること。）また、次のとおり指定管理者が被保険者となる賠償責任保険に加入することとします。

保険の基本的内容

対人賠償	1名につき最低5千万円
〃	1事故につき最低3億円
対物賠償	1事故につき最低3百万円

(1) 施設保守管理

- ① 一般管理業務
- ② 設備機器保守点検 年1回
- ③ 電気保安業務 年1回
- ④ 受電設備清掃 年1回
- ⑤ 自動扉設備保守点検 年1回
- ⑥ 污水处理施設保守点検 年1回
- ⑦ 庭園管理業務

(2) 消防設備保守管理

- ① 防災設備保守管理
 - ア) 自動火災報知器設備保守点検
 - イ) ガス漏れ警報設備保守点検
 - ウ) 誘導灯設備保守点検
 - エ) 消火設備保守点検
 - オ) 非常用放送設備保守管理

(3) 清掃業務

- ① 日常清掃（常駐2名）毎日（休館日除く） 風呂・トイレ
- ② 定期清掃
 - ア) 露天風呂 年102回
 - イ) 窓硝子 年2回
 - ウ) ジュウタン 年1回

(4) 警備業務

- ① 遠隔監視業務 1年間24時間対応

(5) 備品関係

- ① 備品保守管理
貸与された市有備品の適正な管理、移動報告の実施、修繕状況の報告

(6) 危機管理業務

危機管理体制の構築、マニュアルの作成、避難訓練・職員研修等の実施

(7) その他

上記基準の詳細については、資料として個々の仕様書を添付します。

5. 事業計画、報告等に関する事項

(1) 事業計画の確定

翌年度以降の詳細な事業計画については、年度ごとに市と協議し、前年度の10月末までに確定してください。

(2) 実績報告書の提出

毎年度終了後30日以内に下記の事項を記載した実績報告書を市に提出していただきます。ただし、年度の途中において、指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければなりません。

- ① 管理業務の実施及び利用の状況
- ② 利用料金又は利用にかかる料金の収入の実績

- ③ 管理に係る経費の収支状況
 - ④ 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市が定める事項
- (3) 業務報告の聴取等
- 管理の業務及び経理の状況について、毎月報告してください。また、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。